

# 令和3年度 企業連携プロジェクト創出事業補助金 事業募集のお知らせ

## 1 事業目的

県内産地企業の創意工夫ある取組による産地の自立した発展への好循環、また、原材料価格の高騰や内需低迷等により厳しい状況にある地場産業の経営の安定を図るため、中小企業者からなる企業グループ等の提案による、産地の独自技術や異業種との連携での継続的な自走が見込まれるプロジェクトの立ち上げ・加速化に資する取組や、需要創出につながる効果的な取組に対し、その経費の一部を補助する。

なお、本事業における地場産業とは新潟県の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした中小企業群であり、補助対象事業はこれらの中小企業群が概ね県内で生産、加工する鉱工業品に係るものとする。

## 2 事業の概要

	[新展開事業]	[販路開拓事業]
補助対象者	新潟県内に本社を置き、県内の地場産業に係る鉱工業製品の生産を行う複数の中小企業者(※1)及びプロジェクト統括者(※2)で構成される <u>3者以上</u> の企業グループ 【取組全体を統括するプロジェクト統括者の設置を要件】	新潟県内に本社を置き、県内の地場産業に係る鉱工業製品の生産を行う複数の中小企業者(※1)から構成される <u>4者以上</u> の企業グループ(※3)
補助対象事業	企業同士の連携による、独自技術や特色を生かした新商品開発などの取組であり、プロジェクト統括者のもとで実施される、継続的な自走が見込まれる付加価値の高い取組(※4) 《取組の例示》 ・複数企業の高い技術を組み合わせたオリジナルブランド商品を開発する取組 ・複数企業の高い技術を組み合わせた高価格帯の製品を開発する取組、等	厳しい状況にある地場産業の中小企業の受注確保に向けた、企業グループが行う新たな販路拡大、展示会・見本市への共同出展、市場調査や地場製品のテスト販売等、需要創出につながる販路開拓の効果的な取組 《取組の例示》 ・海外展開など新たな販路拡大のための取組 ・展示会・見本市への共同出展、共同開催 ・「新展開事業」で開発した新製品のテスト販売、等
補助率・補助限度額	・補助率：1／2以内 ・補助限度額：1件当たり2,000千円	・補助率：1／2以内 ・補助限度額：1件当たり1,000千円
事業提案	・事業提案できる数は、1企業グループ当たり1件とします。(※5) ・事業提案の提出方法については、2ページ目をご覧ください。	
事業期間	・交付決定の日から令和4年3月31日まで。 ・交付決定日より前に着手した事業は対象となりません。	
その他	・同一企業グループによる[新展開事業]と[販路開拓事業]の併用を可とする。 ・事業実施にあたり、新潟県内の商工会議所、商工会、産業支援団体(※6)、事業協同組合等(※7)による支援(資金管理や事業計画書等の作成)を可とする。	

- ※1：中小企業者とは中小企業基本法第2条に規定するものをいう。
- ※2：「プロジェクト統括者」とは、製品コンセプトの設定や、製造から販売までの流通戦略・管理、採算性の確保など、取組（プロジェクト）全体を統括するものをいう。プロジェクト統括者には、小売業（飲食店、セレクトショップ等）や卸売業などの異業種を想定するが、上記趣旨に合致すれば製造業でも可とする。
- ※3：新展開事業を併用した場合、補助対象者を3者以上の企業グループとする。
- ※4：「新展開事業」は、グループに参加する企業が連携し、独自の技術等を組み合わせ、ひとつの事業（プロジェクト）を実施するものであり、傘下企業が個々にそれぞれの事業を実施するものではありません。（例えば、参加企業が個々に新商品を開発する取組等は対象外。）
- ※5：一つの事業者が複数の補助対象者の事業に参加する場合は、提案内容が明らかに異なる場合にのみ、それぞれの事業にかかる当該事業者分の経費を補助対象経費として認めます。なお、本事業とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む）から補助金等が支出されている事業は、本事業の対象外とします。
- ※6：産業支援団体とは、旧民法第34条に基づき設立された特例民法法人のほか、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人のうち、産業振興を目的とする法人及び特定非営利活動促進法により設立された特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）のうち、地域経済の活性化を活動分野とする法人とします。
- ※7：事業協同組合等とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号、第2号、第7号及び第8号に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合とします。

### 3 補助対象経費【事業共通】（※8）

経費区分	内 容
謝 金	アドバイザー等への謝金
旅 費	アテンド職員旅費、アドバイザー等の費用弁償旅費
会場借上料	会場賃借料等
会場整備費	会場設営、装飾費、関連委託料等
通信運搬費	運送料、発送料等
印刷製本費	ポスター、新商品パンフレット等広告宣伝用を含む印刷費等
試作・改良費	新製品等の開発に係る経費
消耗品費	取得価格5万円以内の消耗品（5万円を超えるものは補助対象外）
設備・備品借上料	機械設備、事務用機器の借上料
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること

※8：上記の補助対象経費は例示であり、企業グループの効果的な取組につながる経費であれば特に用途を限定しませんが、既存従業員の人件費充当、販売会の実施に伴う値引き相当額への充当、生産用機械設備の購入費等のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は、補助対象外とします。

## 4 応募手続きの概要

### （1）事業提案

補助金要綱で定める別記第1号様式の別紙1「企業連携プロジェクト創出事業補助金事業計画書」（申請書部分は不要）を、7項の提出先へ1部提出してください。

事業計画書には、様式に沿って、産地の状況や課題を踏まえた事業目的・目標と、事業戦略、事業実施の必要性、グループに参加する事業者などを記載するとともに、事業実施により期待される効果、目標値（売上高のほか、事業計画に応じて適宜）を設定してください。

なお、その他必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

**《お願い》 事業計画書の提出を検討されている場合は、事前に事業概要等を連絡願います。**

## (2) 評価・審査、申請手続き (5 補助事業採択等の流れ 参照)

提出された事業計画書は、外部有識者等で構成される審査会において、次の視点により採否を決定します。

[審査の視点]

事業効果を高める工夫を凝らした新しい取組や、時勢を捉えた取組を優先的に支援します。

- 目標 (目標売上額、その他期待される成果や効果の内容)
- 事業の必要性・自走性・将来性
- 取組内容と目的達成のための工夫
- 産地や事業者への波及効果

その後、審査会の評価結果を踏まえ、採否を通知します。

## (3) 採択後の手続きについて

採択となった事業提案者につきましては、別途指示する期限までに要綱に基づく補助金交付申請書を提出していただきます。

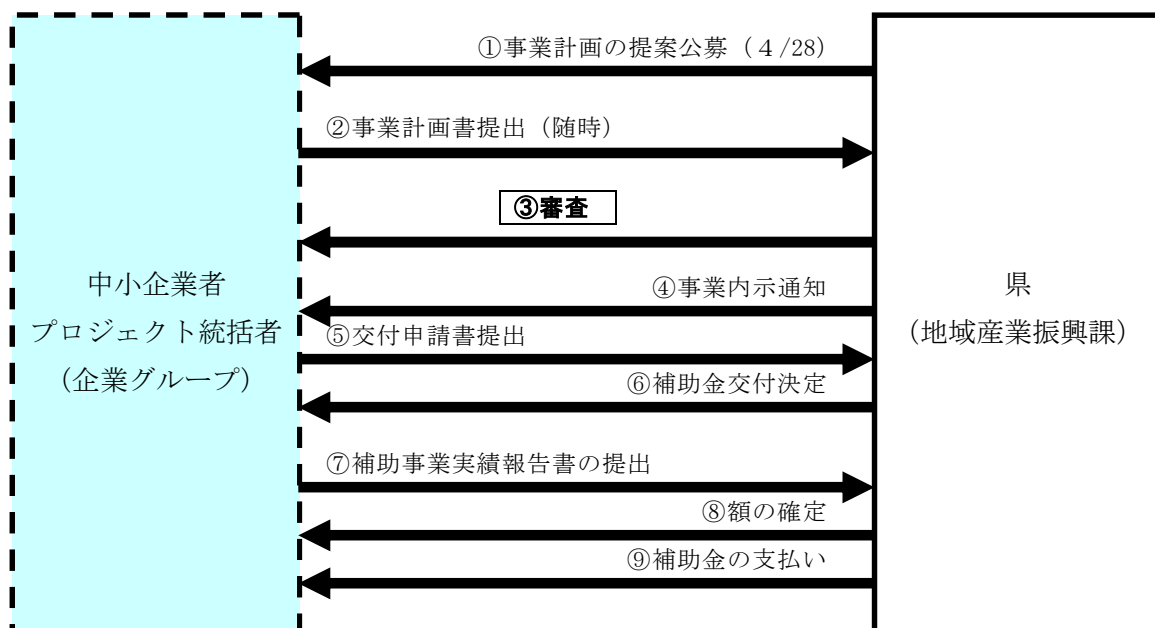
なお、事業着手は、補助金交付申請書の審査の後、交付決定通知を事業提案者宛てに送付しますが、この交付決定日より前に着手した事業は補助対象外となります。ご注意ください。

## (4) その他

補助金の交付決定を受けた場合は、以下の事項の遵守義務が発生します。

- 1 補助事業の内容を変更しようとする場合は事前に承認を得ること。
- 2 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 事業完了後、決められた期限内に実績報告書を提出すること。
- 4 事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

## 5 補助事業採択等の流れ



## 6 お問い合わせ、事業計画書等の提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部 地域産業振興課 地場産業・日本酒振興室

TEL 025-280-5243 FAX 025-280-5278

E-mail [ngt050100@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050100@pref.niigata.lg.jp)